

秦代における田租徴収をめぐって

—— 里耶秦簡⑧ 1519 の再検討 ——

宮 宅 潔

は じ め に

里耶秦簡⑧ 1519¹⁾は秦代遷陵縣における田租徴収の記録として、かねてより研究者の注目を集めてきた。まずはその釋文と圖版とを挙げる。

遷陵卅五年狼田輿²⁾五十二頃九十五畝，稅田四頃□□□³⁾

戶百五十二，租六百七十七石，銜之，畝一石五⁴⁾。

戶嬰四石四斗五升，奇不銜六斗。(A)

啓田九頃十畝，租九十七石六斗。 六百七十七石。

都田十七頃五十一畝，租二百卅一石一⁵⁾。

-
- 1) 「⑧ 1519」は『里耶』が與えた整理番號で，原簡番號は「⑧ 1527」。『博物館』はこの原簡番號を使用している。
 - 2) 陳偉は「輿」字を「舉」と釋し，「舉げて —— およそ，すべて ——」の意である可能性を指摘する〔陳 2017, 334 頁〕。
 - 3) 『里耶』・『校釋』は二字不明とするが，『博物館』は三字不明とし，さらにその「校訂篇」は「卅一□」もしくは「卅七□」である可能性を指摘する。また陶安 2018 は「卅一畝」と釋す。『博物館』と陶安が指摘するとおり，確かに三字分の墨跡が残るものの，釋讀は難しい。
 - 4) 『博物館』は「五」の下に「斗」字があるとし，さらにその「校訂篇」は「斗」の下に「少半斗」とある可能性を疑う。「少半斗」は圖版からはまったく判讀できず，その上の「斗」字とされる墨跡も，削り残した文字の痕跡のように見える。本論でも述べるとおり，これらの釋讀案には従い難い。
 - 5) 『里耶』は「石」の下に墨跡を符號の類と見なすようである。『博物館』は「□□」とし，その「校訂篇」では「〜」という符號である可能性を指摘しつつ，文字に釋す餘地もあるとする。陶安は「□斗」と釋す。これらに對して里耶秦簡牘校釋小組は，本論の第五章で引用する⑦ 88 簡に據り，「石」の下を「一」とする〔里耶秦簡牘校釋小組 2025b〕。これに従った。また「一」の下にも墨跡が残るものの，文字として讀むのは難しく，これは削り

秦代における田租徴収をめぐる

貳田廿六頃卅四畝，租三百卅九石三。

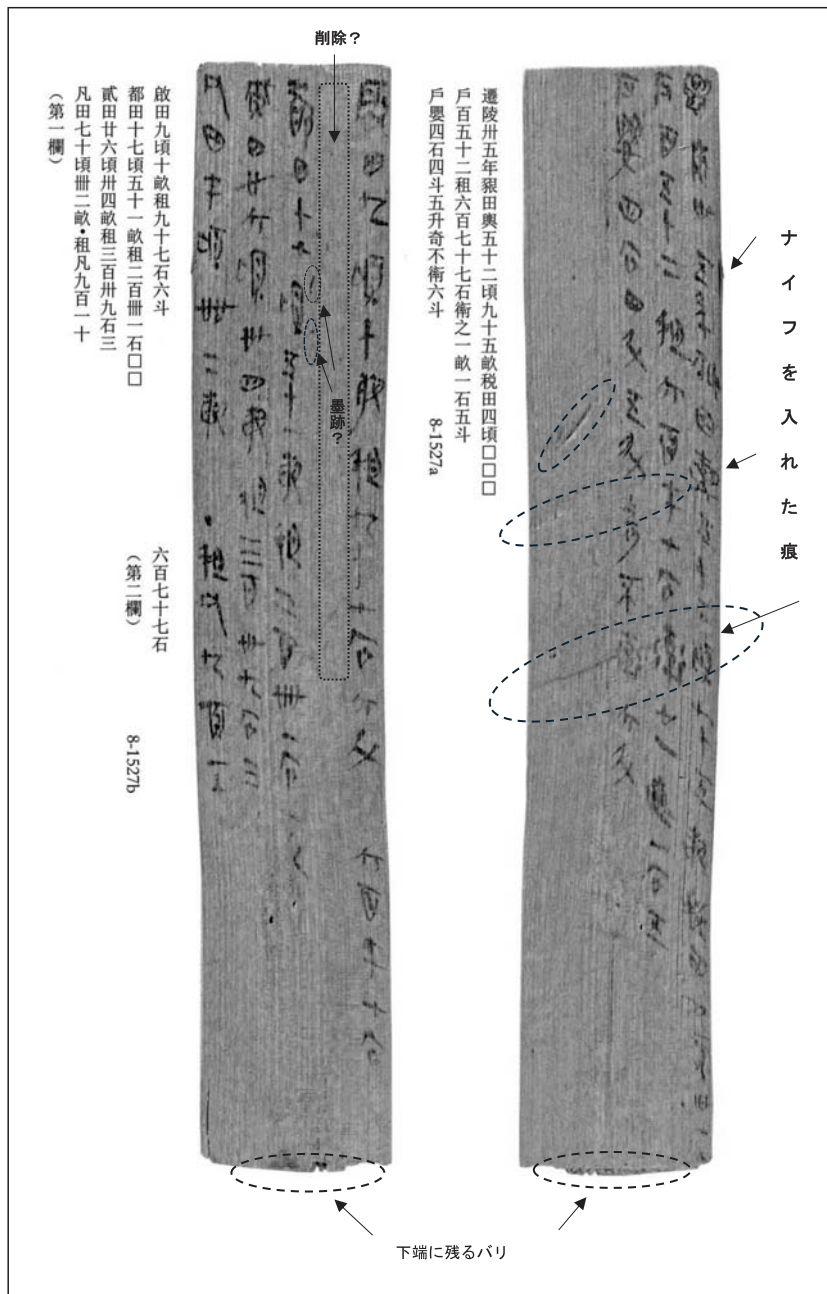
凡田七十頃卅二畝，●租凡九百一十。(B)

幅廣の木牘の表裏に文字が記され、『博物館』によるとそのサイズは長さ 23.0 cm，幅は 4.0 cm である。上端は完形だが，下端には木材のバリが少し残る。A 面側からナイフで切り込みを入れ，牘を切り折りした際，いくらかバリが残ったとおぼしい。その切斷が筆寫後になされたのなら，木牘の下方に書かれていた内容が失われている可能性もある。だが，簡長は里耶秦簡では一般的な，當時の一尺に当たる長さであるから，その可能性は低い。下端が丁寧に整形されないまま，利用に供された木牘なのだろう。

木牘の表面には，ナイフで削ったような跡が多数認められる。特に B 面 1 行目と 2 行目の間には空白があり，削り損なった文字の残畫のような墨跡も見えるので，ここで一行分が削られているかのようにも見える。書かれているべき関連情報が，筆寫後に削り取られた可能性もあろう。ただし A 面には，斜めにナイフを入れた痕跡の上に，文字が書かれている箇所がある。当初書かれていた文字をすべてあらまし削った後，その簡を再利用し，現在残っている内容を書き込んだのだとすれば，むやみに「削除による缺落」を想定し，解釋の難しいところがある理由を，安易にその所爲だと決めつけてしまうことはできない。

秦代の田租徴収に関する新出史料には，これ以外に嶽麓書院所藏簡の「數」や北京大學藏秦簡牘の「田書」がある。いずれも耕地と「稅田」の面積，および稅田に對する徵稅の基準，すなわち「X 步一斗 —— X 步ごとに 1 斗を徵收する ——」として示される「程 —— 基準 ——」を挙げ，徵收すべき租の額やその計算方法を記した史料で，秦の租稅制度を知るうえで貴重な手がかりとなる。だが，「數」はあくまで計算問題で，「田書」もまたそれに類する教科書・參考書と考えられる [韓 2012]。そこに記された數字は虚構のもので，計算しやすいように單純化されている虞もある。これに對して里耶秦簡⑧ 1519 簡は，たとえ正式な文書・帳簿ではなく，簡を再利用して作成した「下書き」[陶安 2018] のたぐいであつたとしても，行政の現場で，實際の耕地を前提にして書かれたという點で，「數」や「田書」とは異なる，強い説得力を持っている。「下書き」であるが故に，自明な情報が時に省略されている可能性は残るものの，上述したとおり，「削除による缺落」をむやみに想定するのは避け，この木牘を現狀のまま讀み解くにはどう解釋すればよいのか，まずは私見を述べてみたい。

残した文字の一部である可能性が疑われる。里耶秦簡牘校釋小組も「一」の下には文字を補わない。



圖版
 (釋文は『博物館』のもので、本論の釋讀と異なる。)

第一章 記載内容の検討

秦代の田租をめぐるのは、里耶秦簡⑧ 1519 の公表に先立ち、嶽麓〔貳〕「數」のなかに下記のような史料が現れた。その一部を挙げる。

租誤券。田多若少，藉令田十畝，稅田二百卅步，三步一斗，租八石。●今誤券多五斗，欲益田。其述（術）曰，以八石五斗爲八百（嶽麓〔貳〕 11）

租誤券。田が多かったり少なかったりする場合。假に田が 10 畝（=2400 平方歩）だとすると，稅田は 240 平方歩（=1 畝）となり，3 平方歩で 1 斗を徴収するとすれば，租は 8 石である。●いま誤って 5 斗多く，（租は 8 石 5^斗だと）割符に刻みを入れてしまった。そこで，田を益そうとする。その術に曰く，8 石 5 斗を 8 百⁶⁾。禾輿田十一畝，【兌】（稅）二百六十四步，五步半歩一斗，租四石八斗。其述（術）曰，倍二【百六十四步爲】……□（嶽麓〔貳〕 40）

禾の輿田が 11 畝（2640 平方歩）で，よって稅田は 264 平方歩である。5 歩 1/2 平方歩ごとに 1 斗を徴収するとすれば，租は 4 石 8 斗となる。その術にいう，264 歩を二倍して…とする。…

つとに彭浩は，これらの簡や関連史料を用いて，田租徴収の手続きを次のように復原した〔彭浩 2011〕。

- ①：耕地のなかの稅田とすべき面積（耕地の 1/10）を算出し，さらにその面積を實測して範圍を確定させる。
- ②：その年の作柄を検分し，一定量の穀物を産出するのにどれだけの面積が必要かという基準，すなわち「X 歩一斗」として示される「程」を定める。
- ③：この「程」に従って，稅田で收穫されるはずの穀物の量を計算し，それを租として徴収する。

論者のなかには，これとは異なる手続きを想定する者〔臧 2015〕や，細部に異論を挟む——たとえば「稅田」は實態を持つ耕地ではなく，租稅額を計算するための概念的な數字だとする——者〔李・許 2022〕もいる。だが筆者自身は，彭説は大筋において間違っておらず，里耶秦簡⑧ 1519 も，これに沿って説明しうると考える。その記載内容を整理しておく。

6) 嶽麓「數」の日本語譯については，中國古算書研究會 2016 を参照した。

A 面：遷陵卅五年墾田輿五十二頃九十五畝，稅田四頃□□□
 戶百五十二，租六百七十七石，衛之，畝一石五。
 戶嬰四石四斗五升，奇不衛六斗。

まず A 面一行目には、始皇 35 年（前 212）における遷陵縣内の「墾田輿」の面積と、そのなかに占める「稅田」の面積とが示される。稅田の面積は「頃」字までしか判讀できないものの、次の行にあるとおり、畝ごとに 1 石 5 斗を徴収した結果、租額が 677 石になったのなら、

$$677 \text{ 石} \div 1.5 \text{ 石} = 451 \text{ 畝} \frac{1}{3} = 4 \text{ 頃} 51 \text{ 畝} 80 \text{ 步（少半畝）}$$

という耕地面積が得られる。『校釋』はこの計算に依據し、『里耶』では未釋だった「頃」の上の字を「四」と釋し、以後すべての研究者がこの釋讀に従う。ただし「四頃」の下字は、『博物館』などが指摘するとおり「卅」「卅」のように見え、かすかに残る墨跡と計算の結果とが合致しない。この點は後述する。

二行目には戸數と田租の額、および「1 畝あたり 1 石 5（斗）」という「程」が記され、續く三行目には租額 677 石を 152 戸で割った計算結果、すなわち

$$677 \text{ 石} \div 152 \text{ 戸} = 4.45 \text{ 石あまり } 0.6 \text{ 石}$$

に據り、1 戸あたり 4 石 4 斗 5 升の負擔で、それでもなお 6 斗が不足する旨、記される。「152 戸」は遷陵縣内のすべての戸數ではないとする研究者もいるが〔臧 2015, 29 頁, 萬 2015, 124 頁〕, 里耶秦簡によると、遷陵縣内の「見戸」の數は始皇 28～33 年（前 219～前 214）の間は 155～191 戸の間を推移している。そのうち 33 年の戸數は 163 戸で（⑧ 487 + ⑧ 2004）, 「152 戸」に近似する。35 年當時の遷陵縣の、一般編戸の總戸數とみて矛盾はない〔宮宅 2016〕。

B 面：啓田九頃十畝，租九十七石六斗。 六百七十七石。
 都田十七頃五十一畝，租二百卅一石一。
 貳田廿六頃卅四畝，租三百卅九石三。
 凡田七十頃卅二畝，●租凡九百一十。

B 面には遷陵縣内の三つの郷、すなわち都郷・啓陵郷・貳春郷について、それぞれの墾田（都田・啓田・貳田）の面積と租の額とが示される。三郷の墾田面積を合計すると、A 面の「五十二頃九十五畝」と一致する。これに加えて、一行目の下方には A 面の租額と同じ「六百七十七石」が、また最終行に「凡田」として、他の耕地面積との關係がまったく分からない「七十頃卅二畝」という面積と、それに對應するとおぼしい租額「租凡九百一十」とが記される。

以上、まずは整理者がA面を「正」、B面を「背」とするのに従って、A面から記載内容を整理した。だが實のところ、計算の順序はB面→A面であったと推測される。分かりやすい手がかりは、租額の合計である。B面にある三郷の租額は「斗」の単位まで記され、それらを正確に合計すれば「678石」であるが、A面では「677石」とされ、1石のズレが生じる。単純な誤記でなければ、おそらくこの簡は、

㊦：まずB面に各郷の耕地面積と租額とが、より正確な数字で計算・列挙される。

㊧：三つの租額が、「石」未満の数字を切り捨てて合計され⁷⁾、その總額「六百七十七石」がB面右下にメモされる。

㊨：その数字、および縣全体の墾田面積・戸数・「程」を基にしてA面の計算がなされ、一戸あたりの負擔額が概数で求められる。

という順序で進められた計算の記録だとみるのが、もっとも整合的であろう。ちなみに、B面の租額から各郷の税田の面積を試算すると、

啓陵郷：97.6石÷1.5石=65畝1/15 (=65畝16歩)

都郷：241.1石÷1.5石=160畝11/15 (=1頃60畝176歩)

貳春郷：339.3石÷1.5石=226畝1/5 (=2頃26畝48歩)

であり、これらの税田面積を合計すると「4頃52畝」になる。だが、A面の「税田四頃」の下に墨跡は、前述したとおり「卅…」「卅…」のように見え、「五十二」とは読めない。誤記の可能性も當然考えられるが、改めて観察すると、「四頃」までの文字と比べて、その下にある墨跡は一つ一つが小さく、また横畫が水平に書かれ、上とはまったく異なるのが氣に掛かる。やや大膽に推論するなら、「四頃」の下にある「墨跡」は実際には削り残した文字の痕跡で、A面に税田の面積として書かれたのは、「畝」の位をも切り捨てた「四頃」のみであった、という可能性を、一方では想定しておくべきだろう。

B面→A面と数字が集計されたのだとすれば、そのことは、田租徴収のための計算がまず郷を単位にして進められ、そこで得られた数字が縣ごとにまとめられる、という段取りだったことを示していよう。逆に言えば、上級機關から縣に割り当てられた数字が、さらに下級の郷へと配分されるという仕組み⁸⁾ではなかったことに、十分に留意しておく

7) 本文第五章に引用した㊦88簡でも、租の額は「二百卅一石一(斗)」と記されているものの、側面の刻齒は「二百四十一」までしか刻まれておらず、斗の位が切り捨てられている。

8) 臧知非は、中央がまず數量を定め、それを各地の實情に應じて郡に割り振り、郡はそれを縣に、縣はそれを郷に割り振る、という手順を想定する〔臧2015, 33頁〕。だが李・許が批判するとおり、そうしたプロセスの存在を裏付けるような證據は、今のところ存在しない〔李・許2022, 24～25頁〕。

べきである。

以上の推論に従い、遷陵縣での田租徴収の流れを、改めて彭説に沿ってまとめておく。

①：三つの郷の「墾田」と、そのなかの税田の面積とが確定される。

②：1 畝につき 1 石 5 斗という基準値、「程」が定められる。この基準値は、嶽麓「數」に見える「X 歩一斗」という言い方に改めるなら、「16 歩 1 斗」に相當する。なお、「畝一石五（斗）」の下にさらに文字がある可能性を想定する論者もあるが〔陶安 2018〕、それは考えにくい。嶽麓「數」や北京簡「田書」に見える「程」はすべて「X 歩一斗」ないしは「X 歩半歩一斗」である。「畝一石五（斗）」の下になお端數があったとすれば、ここではその原則から外れた半端な數字⁹⁾が、徴税額を決定する重要な基準値とされていることになってしまう。

③：この「程」に従って、税田の面積分の租が算出される。

④：各郷の耕地面積・税田面積・租額が集計され、一戸あたりの田租の平均負擔額が求められる。

⑧ 1519 簡の内容は、あらまし以上のように了解される。だがこの簡には、さらに掘り下げて検討すべき問題が、他にも潜んでいる。

第二章 なぜ一戸あたりの平均負擔額が算出されるのか？

田租は、「古者税什一」（『春秋穀梁傳』莊公二十八年）、「上於是約法省禁，輕田租，什五而税一」（『漢書』食貨志）などとあるとおり、收穫物が一定の割合で徴収される租税だと考えられてきた。それならば、それぞれの耕地面積や收穫量に應じて、各戸が納める租

9) 確かに、嶽麓「數」や張家山「算數書」には端數のある「程」が現れる。例えば次の算題。

禾兌（税）田卅歩，五歩一斗，租八斗，今誤券九斗，問幾可（何）歩一斗。得曰，四歩九分歩四而一斗。述（術）曰，兌（税）田爲賁（實），九斗爲法，除賁（實）如法一歩。（嶽麓〔貳〕12～13）

禾の税田 40 平方歩で、5 平方歩ごとに 1 斗とすると、租は 8 斗である。今誤って 9 斗と割符に刻みを入れてしまった。問う、何平方歩ごとに 1 斗となるか。答えにいう、4 歩 4/9 平方歩ごとに 1 斗である。術にいう、税田の歩数を實（分子）とする。

九斗を法（分母）として割り算をする。實を法で割ると歩を單位とする答えになる。ここには「4 歩 4/9 平方歩ごとに 1 斗」という半端な「程」が現れる。だがこれは、租券に誤りを記してしまったものの、もはや租額を改めることはできず、そこに納付を約束した租を集めるべく、苦肉の策として新たにイレギュラーな「程」が算出されているのである。こうした特殊な事情がないのに、初めから端數のある「程」を設定すると、租額の計算がすべて極めて複雑になる。やはりそれは考えにくい。

の額は異なっただけである。だが⑧ 1519 簡では、縣全體の田租の額を記したうえで、それを戸數で割り、一戸あたりの平均負擔額が算出されている。こうした計算がなぜわざわざ記されているのか、不可解である。

これに對し、田租は戸ごとに徴収されていた（「按戸徴収」）のだとする論者もいる [黃 1979；臧 2015]。その一人である臧知非は、秦代には各戸に田 1 頃（=100 畝）を與える授田制が行われており、實際にどれだけの耕地を受領しているのかとは関係なく、とにかく支給を受けた者は、100 畝の耕地と對應する額の田税を納める義務があったのだとする [臧 2015, 28 頁]。こうした見方に立つなら、⑧ 1519 簡で一戸あたりの平均負擔額が算出されているのは、まさにその主張を裏付ける好材料となる。

だが實のところ、現時点でも多くの研究者が、田租は耕地面積に應じて徴収されたと考えている [山田 1993, 40 頁；楊 2015, 134 頁]。李恒全・許欣は、臧説を具體的に取りあげて、それに次の疑問を投げかける。指摘されるのは、戸ごとに同じ額の田税を徴収するのなら、①「三十にして一を税す」といった基準は存在意義を失い、②税田の面積を計算する意味もなく、③耕地を持たず田税を課されない者よりも、耕地を僅かにでも受領した者の方が、より苦しい立場に立たされてしまう、といった問題点である。土地に課される田税・芻稟税は、戸ごとに課される戸賦・戸芻とはまったく別物だ、というのが兩氏の基本的な認識である [李・許 2022, 25 頁]。

筆者もまた臧説に對して、李・許と同様の疑問を抱く¹⁰⁾。張家山漢簡に明文規定¹¹⁾が現れ、研究者に衝撃を與えた秦漢の「授田制」は、確かに無爵の士五・庶人らに田 1 頃を支給する建前ではあったものの、實のところ條文自體が規定通りには支給できないことを認めており、支給しうる耕地があれば支給する、という制度に過ぎなかった [宮宅 2011, 332~333 頁]。里耶秦簡に見える次の事例も、遷陵縣における土地保有の不均等を示している。

10) 「租」「税」は、生産活動により得た利益の一部を、原則として一定の割合で納付させるものである。これに對して「賦」は、元々は軍事奉仕の義務を均等に負わせるという負擔に淵源し、軍事負擔の代わりに財物を徴収するようになると、全體の必要額を見積もったうえで、課税單位ごとの負擔額を定め、それを各單位に割り當てて納付させるものとなった [宮宅 2023b]。そもその大前提として、兩者をはっきりと區別する必要がある。

11) 關内侯九十頃、大庶長九十頃、駟車庶長八十八頃、大上造八十六頃、少上造八十四頃、右更八十二頃、中更八十頃、左更七十八頃、右庶長七十六頃、左庶長七十四頃、五大夫廿五頃、公乘廿頃、公大夫九頃、官大夫七頃、大夫五頃、不更四頃、簪褭三頃、上造二頃、公士一頃半頃、公卒・士五(伍)・庶人各一頃、司寇・隱官各五十畝。不幸死者，令其後先擇田，乃行其餘。它子男欲爲戸，以受其殺田，予之。其已前爲戸而毋田宅，田宅不盈，得以盈。宅不比，不得。(二年律令 310~313)

□●有田廿畝。里吏丹占。(⑦ 110)

…耕地 20 畝を保有。 里吏の丹が申告。

高里大女子□。貧母種以田。 ●田者大女二人，小男一人，小女一人。 ●有田卅畝。里吏丹占。(⑩ 1156)

高里の大女子である□。貧乏なので播種して耕作できない。 ●耕作者は大女二人，小男一人，小女一人。 ●耕地 30 畝を保有。里吏の丹が申告。

⑦ 110 簡は上部を缺くが，おそらく兩者とも同じ書式を持つ簡だろう。20 畝・30 畝といった耕地面積は，⑧ 1519 簡から算出される一戸あたりの平均耕地面積，すなわち

$52 \text{ 頃 } 95 \text{ 畝} \div 152 \text{ 戸} \approx \text{一戸あたり } 34 \text{ 畝 } 200 \text{ 歩}$ ほど

という数字にも近い。遷陵縣内の一般編戸は，規定通りに 100 畝の耕地を受け取ることはなく，また保有面積も戸ごとに異なっていた。こうした現状を前にするなら，やはり「按戸徴収」の可能性は考えにくい¹²⁾。

ただし，田租の徴収額が耕地面積や生産高に應じて戸ごとに異なったとなると，なぜ⑧ 1519 簡で一戸あたりの平均負擔額が算出されているのか，という謎が残る。一つ考えられるのは，陶安も指摘するとおり，⑧ 1519 簡に記された数字が，官吏の勤務評定に活用された可能性である〔陶安 2018〕。「嬰」によって算出される平均値が，官吏の勤務評定の目安になったことは，筆者もかつて論じたことがある〔宮宅 2023a〕。思うに，田租の總額は耕地面積や人口の多寡にも左右されるから，それに據って個々の官吏の田租徴収の成績を評定するのは，やはり不公平である。より公平な基準は単位面積あたりの，あるいは一戸あたりの納税額で，それに據って官吏の勤怠が評價されるべきであろう。次の二年律令からも同じ方針の存在が見て取れる。

縣道已狠(墾)田，上其數二千石官，以戸數嬰之。毋出五月望。(二年律令 243)

縣・道ですでに田地を耕作したならば，その面積を二千石官に報告し，一戸あたりの面積を計算する。五月望日を過ぎてはならない。

同じ律文の斷片が里耶秦簡の中にあり，秦にも同様の制度のあったことが確かめられる。

律曰，已狠田，輒上其數及戸數，戸嬰之。(⑨ 40)

律に，「すでに田地を耕作したならば，そのつど面積と戸数を報告し，一戸あたりの面積を計算する」とある。

12) 「按戸徴収」が想定される背景には，授田制は土地の「國有」を前提としており，その前提の下で均等な土地分配が企圖されていたはずだ，という見方が存在する。「授田制（名田制）」と國有・私有の問題をめぐるのは，晉文が先行研究を整理し，解釋の分かれている論點についても丁寧に検討を加えており，参考になる〔晉 2018b〕。

いずれの規定も、開墾済みの耕地面積と、戸数との報告を行う際、一戸あたりの耕地面積も算出しておくよう命じている。租税総額と同じく、開墾された耕地の総面積も県の廣さや戸数の多寡によって左右されるから、総面積ではなく、一戸あたりの平均値を基準にして、官吏の仕事ぶりが評定されたのだろう。⑧ 1519 簡は、田租徴収に関わるさまざまな数字とともに、勤務評定の目安となる数字も併せて算出・記録したものだ、ここでは考えておきたい。

第三章 墾田と税田の関係は？

次に掘り下げておきたいのは、墾田と税田との関係である。⑧ 1519 簡では墾田面積が 52 頃 95 畝、税田面積は 4 頃 52 畝と推測され、従って、

$$4.52 \text{ 頃} \div 52.95 \text{ 頃} = 0.08536 \cdots$$

すなわち墾田の約 8.5%、1/12 強が税田だったことになる。

墾田と税田の比率（以下「税田率」）は嶺麓「數」の算題にも現れる。先行研究が指摘するとおり、そこでは一貫して「田」「輿田」のきっちり 1/10 が「税田」の面積となっており、本稿で先に引用した嶺麓「貳」11・40 もそれに該当する。これはまさに「什一而税」と符合し、生産高の 1/10 ではなく、耕地の 1/10 が課税対象となり、そこで生産された穀物が租として徴収されたのだ、という理解に繋がっている。

問題は、嶺麓「數」の税田率と⑧ 1519 簡のそれとが、僅かとはいえ合致しない点である。近年公開された北京大學藏秦簡の「田書」では次のとおり、

廣十五步，從（縱）十六步，成田一畝。税田廿步，三步一斗，租六斗六升秦半升。

（田書 1 壹 1 貳）

横幅が 15 步，縦が 16 步だと，田は 1 畝（ $15 \times 16 = 240$ 平方步）。税田は 20 平方步で，3 平方步ごとに 1 斗を徴収するなら，租は 6 斗 6 升 $2/3$ である。

として，田 240 步：税田 20 步 $= 12 : 1 = 8.3333 \cdots \%$ という税田率が出現し，この割合が「田書」のすべての事例において一貫している。この 1/12 という税田率は，⑧ 1519 簡のそれと近い。これにより，税田率は地域ごとに異なったのだとする論者もある [楊 2020, 79 頁]。だが，たとえそうだとしても，なお僅かながら一致しないのは同じであるし，そもそも遷陵縣内の税田率は，三つの郷でもそれぞれ異なる。

啓陵郷：65 畝 16 步 $\div$ 9 頃 10 畝 $= 0.07150 \cdots$

都郷：1 頃 60 畝 176 步 $\div$ 17 頃 51 畝 $= 0.09179 \cdots$

貳春郷：2 頃 26 畝 48 步 $\div$ 26 頃 34 畝 $= 0.08587 \cdots$

こうしたばらつきがあることを，地域によっては「十二税一」だったというような解釋

で説明することはできない。「墾田」は新開墾地であり、それ故に割合が1/10より少なめに設定されていたのだ、という説もあるが〔臧 2015, 28 頁〕、これに據ったとしても、各郷でばらつきがあることは説明し難い。

これに對し、別の角度から解釋を試みる論者もいる。まず于振波は、田租減免の権利を持つ者——郵人・老人・高爵者など——が遷陵縣にも存在した可能性を指摘する〔于 2012, 9 頁〕。彼らの耕地も墾田の合計のなかには含まれており、その面積を差し引いたうえで、残りの耕地の1/10が税田とされたので、結果として、ここに書かれた墾田と税田の比率は10:1にはならないのだ、との考えだろう。

李恒全・許欣もまた、墾田の一部が課税対象から外れた可能性を想定する〔李・許 2022, 27～28 頁〕。兩氏はまず、「税田」は実際の耕地ではなく、税額計算のために用いられた「數字概念」で、耕地の總面積に1/10を掛けて得られる數字だとする。そのうえで、⑧ 1519 簡の税田率が1/10にならない理由を、墾田の面積から、田租を納めない耕地（勞働力不足などにより荒れてしまった耕地、災害で收穫できなくなった耕地）の面積が差し引かれ、残りの耕地の1/10が税田とされたためだとする。

この二説に據るなら、確かにさまざまな割合のあったことが整合的に説明できる。そもそも「墾田」に非課税の耕地は含まれないのではないか、という疑問は残るものの、後掲する走馬樓西漢簡の「都郷七年墾田租簿」では、當初舉げられる「墾田」の面積に非課税地も含まれている。また、ここでの「墾田」が、二年律令 243 で述べられるところの、五月に上級機關に報告された「已墾田」の面積だとすれば、その時期から收穫期までに、何らかの理由で收穫できなくなり、課税対象から除外される土地の生まれた可能性は、十分に考えられる。

現時點で考えられる合理的な解釋は、上記の二説のように、嶽麓「數」や北大簡「田書」に所見する1/10や1/12といった切りのよい税田率はあくまで原則であって、実際にはさまざまな理由により調整が加えられ、最終的に税田の面積が決まったのだ、という説明だろう。ただし、もしそうであるなら、「さまざまな理由」の一つに、耕作地の一部を「税田」として區分する際、地形などの條件により、きっちり1/10や1/12の面積を切り出せなかった、という事情を付け加えることができよう。先に述べたとおり彭浩は、1/10の割合で税田の面積を確定したうえで、実際に耕地を測量し、税田の範圍をはっきり決める、という手順を想定している〔彭 2011, 25 頁〕。実際の耕地を前にすると、机上で計算したとおりには税田を畫定できなかった、というケースもあり得ただろう。

税田の存在形態をめぐるのは、彭浩のようにそれを實態のある耕作地だとする論者〔彭 2011, 于 2012〕がいる一方で、單なる税額計算上の「數字概念」だとする論者〔李・

許 2022] もいる。李・許が「數字概念」説を唱えるのは、耕地の一部を「税田」とし、そこで收穫された穀物を徴収するという、あたかも「井田制」を彷彿とさせるような制度は、戦國時代にはすでに瓦解していたはずだという理解に據る。税田をめぐる問題は、中國古代における田制の展開とも深く結びつき、所見が分かれている。ここでは詳論を避けるものの、結語で再び取りあげる論點とも絡んで、今後十分に吟味されるべきところである。

第四章 墾田と「凡田」の関係は？

最後に取りあげるのは、B 面最終行に突然現れる「凡田七十頃卅二畝」の正體をめぐる議論である。この悩ましい問題について、まず『校釋』は、A 面の「墾田」面積は新たに開墾した耕地の面積で、「凡田」との間の差額、

$$\text{凡田 } 70 \text{ 頃 } 42 \text{ 畝} - \text{墾田 } 52 \text{ 頃 } 95 \text{ 畝} = 17 \text{ 頃 } 47 \text{ 畝}$$

が、元からあった耕地の面積なのではないか、との解釋を示した。この説に對しては、⑧ 1519 簡の前年、すなわち始皇 34 年（前 213）時點での耕地が 17 頃餘りだというのは、やはり少なすぎるという批判があり、たとえば晉文は、むしろ「凡田」のすべてが元からあった耕地で、それに「墾田」が、35 年の新開墾地として加わったのではないかとする [晉 2018a, 64 頁]。この指摘に従うなら、35 年時點での遷陵縣の耕地の總面積は、

$$\text{凡田 } 70 \text{ 頃 } 42 \text{ 畝} (\text{元からあった耕地}) + \text{墾田 } 52 \text{ 頃 } 95 \text{ 畝} (\text{新開墾地}) = 123 \text{ 頃 } 37 \text{ 畝}$$

ということになる。だがこの二つの解釋は、次の里耶秦簡の出現によって再考が迫られている。

卅四年遷陵狼（墾）田課。 □

狼（墾）田卅二【頃】五十二【畝】，多前歲五十五【畝】□□ □ (⑩ 1390 里耶秦簡牘校釋小組 2025a の釋讀)

始皇 34 年の遷陵縣の墾田課。… 墾田 42 頃 52 畝で、前の年よりも 55 畝…多い。
…

始皇 34 年における遷陵縣の墾田の總面積が 42 頃 52 畝で、17 頃でも 70 頃でもないとしたら、「凡田」は元からあった耕地、あるいはそれと新開墾地との合計だという解釋は、いずれも成り立たなくなる。

この他の「凡田」についての解釋は、管見の限りでさらに三つある。一つは代國璽の説で、代は墾田と「凡田」の差である 17 頃あまりを、休耕田とみなす [代 2019, 140 頁]。里耶秦簡には、6 月に耕地を新たに開墾したという報告文書もあり (⑨ 2350)、播種期以降に開墾された耕地が確かに存在した。「凡田」(＝耕地の總面積) から休耕田の面積

が差し引かれ、それが「墾田興」として示されているのだ、というのが代の解釋である。

一方、凌文超は17頃あまりの差額を、災害のために収穫できなくなった耕地の面積だとする〔凌2023, 39頁〕。凌は走馬樓吳簡に見える「熟田」と「旱田」について論じ、この区分は固定されたものではなく、實地調査に基づいてなされたのだとする。その背景として、災害の有無や作柄に対する調査が秦漢時代より行われていたことを指摘し、そのなかで⑧1519簡を取りあげるのである。代説とはやや異なるものの、差額を「収穫のない/少ない耕地」と見る点では共通している。

これら二説のうち、代説については、そもそも休耕地は「墾田」に含まれないのではないか、という点で疑問を抱く。先に挙げた二年律令243にあるとおり、「已墾田」の面積は5月に上級機関に報告された。その時点での休耕地は「已墾田」に含まれず、従って当該年度において官が徴税を見込んでいる耕地の面積からは、すでにこの時点で除外されたと推察される。その後、租額を決定するにあたり、休耕地と「已墾田」を合計した面積をわざわざ記す必要はないだろう。

代説についていえば、5月以降に何らかの災害があり、それにより当初の「墾田」のなかから、収穫不能の17頃餘の耕地が生じたという可能性は、確かに考えられる。ただしその場合、被災耕地の面積をすでに差し引いた各郷の耕地面積が列擧され、その後で被災分をも含めた縣全體の耕地面積が記されていることになり、記載順序がやや不自然なように感じられる。

さらに、二つの説に共通する難點は、それならば、かかる休耕地や被災した耕地からも、通常の耕地と同じように田租が徴収されたことになってしまう、という點である。「凡田」面積の下に書かれた租額が、そこから徴収される額だとすれば、その割合は、

$$910 \text{ 石} \div 7042 \text{ 畝} \div 0.1292 \cdots \text{石} \quad \therefore 1 \text{ 畝あたり } 1 \text{ 斗 } 2 \text{ 升 } 9/10 \text{ 強}$$

となり、それは「墾田」に対する税率、

$$677 \text{ 石} \div 5295 \text{ 畝} \div 0.1278 \cdots \text{石} \quad \therefore 1 \text{ 畝あたり } 1 \text{ 斗 } 2 \text{ 升 } 8/10 \text{ 弱}$$

と殆ど大差ない。従って、休耕地や被災耕地からも、通常の耕地とはほぼ同率で田租が徴収されたと考えねば、代・凌の説は成立しない¹³⁾。比較の対象としてはあまりにも時代

13) もっとも代は、「910石」は凡田から徴収する田租の額ではなく、遷陵縣全體で徴収されるべき芻粟の額だとする。すなわち、

入頃芻粟，以其受田之數，無狼（墾）不狼（墾），頃入芻三石，粟二石。（秦律十八種8）

により、各戸は合計5石の芻粟を用意する必要があり、さらに嶽麓簡に、

●金布律曰，出戸賦者，自泰庶長以下，十月戸出芻一石十五斤，五月戸出十六錢。（嶽麓〔肆〕118）

とあるとおり、1石の戸芻も出さねばならない。計6石の芻粟を遷陵縣の152戸から徴収するとなると、總計で、

が離れているものの、走馬樓吳簡では、「旱田」からの徴収は「熟田」とははっきりと異なっていた¹⁴⁾。兩氏の所説には従いかねる¹⁵⁾。

残る第三の解釋は、小林文治の説である¹⁶⁾。小林は差額の 17 頃あまりについて、これは郷以外に所屬する耕地の面積であるとし、たとえば刑徒などが耕作する官有地であった可能性を挙げる〔小林 2015, 75 頁〕。兵士や刑徒の勞働力で耕作される官有農地からの徴収が、一般編戸に對する田租徴収と同じように行われたとは考えにくい、一方で、「郷以外に所屬する耕地」であるとの指摘は傾聴に値する。

時代は前漢末まで降るものの、土山屯漢簡の「堂邑元壽二年要具簿」では、元壽 2 年(前 1)における堂邑縣内の土地について、次のような統計が記される〔青島市文物保護考古研究所など 2019〕。

提封三萬五千五百六頃廿七畝。 …A

其七千七百九十八頃六十六畝，邑居不可猥（墾）。

八千一百廿四頃卅二畝奇卅二步，群居不可猥（墾）。

千七百卅九頃卅畝奇廿步，縣官波湖溪十三區。

可猥（墾）不猥（墾）田六千卅頃九十八畝奇六十八步。

猥（墾）田萬一千七百七十五頃卅一畝。 …B

它作務田廿三頃九十六畝。 …C

6 石×152 戸=912 石

という數字が得られ、これが「910 石」の正體だとするのである〔代 2019, 140～141 頁〕。だが、秦律十八種 8 に「受田之數」に應じて、とあるのは、各戸の受領する耕地が 1 頃とは限らないからであって〔晉文 2018, 163 頁〕、受領した耕地の面積に應じて納入額の異なる「頃芻稟」は、戸ごとに同額を納める「戸芻」とはまったく異なる。遷陵縣の各戸が、いずれも 5 石の「頃芻稟」を負擔したというのは考えにくい。

- 14) たとえば次の簡では、「旱田」からの徴収は畝ごとに布 6 寸 6 分で、それ以外の田（旱田を差し引いた「定收」）からは、畝ごとに米 4 斗 5 升 6 合、布 2 尺とされている。

田丘男子張客，火種田三町，凡廿五畝，皆二年常限。其廿三畝旱田，畝收布六寸六分。定收二畝，畝收米四斗五升六合，爲米九斗一升二合。畝收布二尺。其米九斗一升二合，四年十月九日付倉吏李金。凡爲布一丈六尺，五年三月七日付庫吏番有。其旱田畝收錢卅七，其孰田畝收錢七十。凡爲錢九百一十四錢，五年三月一日付庫吏番有。嘉禾五年三月十日，田戶曹史趙野・張揚・陳通校。（嘉禾四年吏民田家荊 4・300）

- 15) 本論に引用した土山屯漢簡「堂邑元壽二年要具簿」では、「舊害」のあった耕地についても租の額が記されている。実際には徴収しなかったにせよ、被災耕地から徴収すべきだった租額が計算されているのだとすれば、⑧ 1519 簡の「凡田」とその租額の關係も、凌説に沿って説明し得る。だが、代國璽が別の論文で述べるとおり、「堂邑元壽二年要具簿」で被災耕地からの租額が計算できているのは、作柄を見て收穫直前に稅率を決めるのではなく、單位面積あたりの稅率を固定した「定額制」が前漢末には一般化していたためかもしれず〔代 2023, 24 頁〕、一概には論じ難い。

- 16) 小林論文の存在は、京大人文研の研究班（「秦漢法制史料の研究」）での會讀時に、李晟氏（岡山大學博士課程）の作成された會讀資料によって知った。感謝申し上げる。

凡墾（墾）田萬一千七百九十九頃卅七畝半。 …D

其七千一百九十一頃六十畝，租六萬一千九百五十三石八斗二升，蓄害。 …E

定當收田四千六百七頃七十畝，租三萬六千七百廿三石七升。 …F

百四頃五十畝，租七百卅一石五升，園田。

民種宿麥七千四百二頃五十九畝，多前百頃。（M147: 25-1，正面第二欄 2～13 行）

ここではまず「提封」の面積 **A** が擧げられ，そこから不可墾・沼澤，および耕作可能だが開墾されていない土地，の面積が差し引かれてゆき，「凡墾田」の面積 **D** が示される¹⁷⁾。この「凡墾田」は實のところ，「墾田」**B** と「它作務田」**C** に分かれていて¹⁸⁾，嚴密には兩者の間に區別があったらしい。だが「它作務田」は廣義においては「凡墾田」**D** の一部で，課税に際しては他の「墾田」と同じように扱われた¹⁹⁾。

「它作務田」が如何なる耕地なのかは確としないが，「作務」は「市＝商行為」に對して手工業のことで，官が刑徒勞働を動員して行ふ事業を指す場合が多い²⁰⁾ものの，民間の手工業がそう呼ばれることもあった。

乃部戶曹掾史，與鄉吏・亭長・里正・父老・伍人，雜舉長安中輕薄少年惡子，無市籍商販作務，而鮮衣凶服被鎧扞持刀兵者，悉籍記之，得數百人。（『漢書』酷吏傳 尹賞）

そこで戶曹掾史を率い，鄉吏・亭長・里正・父老・伍人とともに，共同で長安中の輕薄な若い惡黨どもの，市籍がないのに商業や手工業に従事し，色鮮やかな衣や物騒な服を着，鎧や小手を身につけ，武器を所持する者を檢舉し，すべてリストを作って記入し，數百人を得た。

これを念頭におけば，一般編戸とは別に管理されていた手工業業者が，本業の傍ら耕作していた土地が「作務田」なのではないか，と推測される。こうした，一般編戸の耕地ではないから郷には屬さず，さりとて官有地ではないから，田租の計算方法は一般の墾

17) 實際に差し引いた計算結果は「1 萬 1803 頃 0 畝 120 歩」で「凡墾田 1 萬 1799 頃 37 畝半」とは 4 頃弱のズレがある。

18) 「墾田」**B** と「它作務田」**C** との合計は 1 萬 1799 頃 37 畝で，「凡墾田」**D** の面積とは半畝の誤差で合致する。

19) 「蓄害」のあった面積 **E** と「定當收田」**F** の面積との合計は 1 萬 1799 頃 30 畝で，「墾田」**B** の面積を超え，「凡墾田」の面積 **D** と 7 畝半の誤差で合致する。「它作務田」からも，他の耕地と同じように田租が徴収されるはずだったことは明らかである，

20) 「作務」が「市」と對になるものとして，たとえば次の睡虎地・嶺南の秦律がある。

爲作務及官府市，受錢必輒入其錢緡中，令市者見其入，不從令者貲一甲。關市律（秦律十八種 97）

●金布律曰，官府爲作務・市受錢，及受齋・租・質・它稍入錢，皆官爲緡，謹爲緡空（孔），嬰（須）毋令錢能出，以令若丞印封緡而入。（嶺南〔肆〕 121～122）

秦代における田租徴収をめぐる

田に倣うような土地が、「凡田」と墾田の差額であるところの、17頃あまりの耕地の正體なのではあるまいか。具體的には、手工業者や商人の耕作地、あるいは「蠻夷」の耕作地だったという可能性が想定される。

蠻夷からの田租徴収については、近年興味深い史料が公開された。走馬樓西漢簡の「都郷七年墾田租簿」である。

●都郷七年狼（墾）田租簿

狼（墾）田六十頃二畝，租七百九十六石五斗七升半，率畝斗三升，奇十六石三斗一升。

●凡狼（墾）田六十頃二畝，租七百九十六石五斗七升半。 …A

出田十三頃卅五畝半，租百八十四石七斗，臨湘變（蠻）夷歸義民田不出租。 …B

出田二頃六十一畝半，租卅三石八斗六升，樂人嬰給事柱下以命令田不出租。 …C
(第一欄)

●凡出田十六頃七畝，租二百一十八石五斗六升。

定入田卅三頃九十五畝，租五百七十八石一升半。 …D

提封四萬一千九百七十六頃七十畝百七十二步。

其八百一十三頃卅九畝二百二步可狼（墾）不狼（墾）。

四萬一千一百二頃六十八畝二百一十步群不可狼（墾）。(第二欄) (走馬樓漢簡① 054)

この簡では、いったん墾田の總面積と租額 **A** が示されたうえで、そこから臨湘縣内の「蠻夷歸義民」の耕地面積、およびそれらから徴収しうる租額 **B** と、「樂人」の耕地面積と租額 **C** とが差し引かれ、「定入田」の面積と租額 **D** とが記されている。蠻夷の耕地は、その面積と納めるべき租額が官により把握されている一方で、最終的には「不出租」とされ、田租徴収の対象から外されたようである。

これと同様に、秦代の遷陵縣においても、郷に所屬する一般編戸の他に蠻夷が耕作する土地があり、その面積および對應する租の額が把握されていたのだとすれば、「凡田」と墾田の差額 17 頃 47 畝がその耕地、租の差額 233 石（910 石－677 石）はそこから徴収し得た租額であった可能性が、十分に考えられるだろう。

秦代の遷陵縣に、舊來の社會組織を維持したまま秦に歸服した蠻夷がおり、彼らが一般編戸とは別に管理されていたとおぼしいことは、筆者もかつて指摘したことがある [宮宅 2016]。彼らがどのように生業を営んでいたのかについては、殆ど何も分からないが、里耶秦簡には次のような簡がある。

☐【黔】首習俗，好本事，不好末作。其習俗，槎田歲更，以異中縣。 — (⑧ 355)

黔首の習俗は、農業を好み、末業を好まない。その習俗は、槎田を行って毎年場所を變えており、關中の縣とは異なる。

ここに見える「槎田」とは「焼き畑」のことではないかとされており [渡邊 2013]、これ

に従うなら、毎年場所が移動する耕地や、それで生計を立てる人々——山嶽地帯に暮らす蠻夷か——の存在が推測される。蠻夷の耕地がすべてこうしたものとすれば、それを秦の官吏が正確に把握していたとは考えにくい。だが漢律には、一般編戸とは違うルールで、蠻夷にも官から耕地が支給されたとする条文がある。

蠻夷邑人各以戸數受田，平田，戸一頃半，山田，戸二頃半。阪險不可獵（墾）者，勿以爲數。（荊州胡家草場西漢簡牘選粹 104）

蠻夷の邑人はそれぞれ戸數に應じて耕地を受け取り，平地の田なら，戸ごとに1頃半，山地の田なら，戸ごとに2頃半。山の険しい場所にあつて開墾できないものは，數に入れてはならない。

官が面積を正確に把握している蠻夷の耕地とは，こうしたものではなかったか。里耶秦簡中の戸籍様簡には「荊不更」などの爵位を持つ者が含まれるが，彼らの姓に着目し，これらの者は秦に歸屬し，戸籍に登録された蠻夷なのだとする論者もある〔王勇 2022〕。秦の時代にもこれら蠻夷には耕地が支給され，しかしながら課税に際しては一般編戸とは區別されていた，という可能性もあろう。手がかりはなお限られるものの，凡田と墾田との間にある僅かな差額の背後には，一般編戸以外の者たち——商人・手工業者・蠻夷——によって保有される，さまざまな耕地の存在が潜んでいるように思われる。

第五章 派生する問題：田租徴収のカレンダー

依然として不明確な點は残るが，⑧ 1519 簡に関わる諸問題について，先行研究のなかの依據しがたい主張や，現時點では見直されるべき所見を指摘し，あわせていくばくかの私見を述べた。最後にこの木牘を離れ，そこから派生する問題の一つ，すなわち田租徴収が如何なるプロセスをへて實施されたのか，という點について，その一年間の流れを整理しておこう。

残念ながら⑧ 1519 簡には，これが何月に作成されたのかについて記載がない。だが，これとの深いかかわりが推定される次の簡は，⑧ 1519 簡と同じ年の「9月1日」に作成されたものである。

卅五年九月丁亥朔朔日，段（假）丞茲・田守唐・令佐僕□□

頃卅七畝，其廿□畝新獵（墾）草不租，定租●二百卅一石一□（⑦ 88）

始皇 35 年 9 月丁亥朔朔日，遷陵²¹⁾假丞の茲・田守唐の唐・令佐の僕…頃 47 畝，

21) ⑩ 1129 簡に「遷陵守丞茲」の名が見える。

其 20…畝は新たに草田を開墾したもので、租は徴収しない。確定した租額は 241 石 1…

ここに見える租額「241 石 1 (斗)」は、⑧ 1519 簡に記される都郷の租額と一致する²²⁾。側面には租額のうち「241」と対応する数の刻齒があり、嶺麓「數」の「租誤券」などに見えるところの、租額を記した「券 —— 割符 ——」の實物だと考えられる。租額を報告すべく、遷陵縣で作成された割符なのであろう。租額の決定とその上級機關への報告のタイミングが、これによって明らかとなる。

ただしおそらく、この時に穀物現物の徴収も併せて行われたのではなかろう。嶺麓「數」のいくつかの算題²³⁾には、割符の數字と刻齒とを間違えてしまった(「誤券」)ものの、すでに割符を提出したためか租額を改めることはできず、徴税の基準である「程」の方を調整し、必要な租額を確保するための計算方法が記されている。実際の穀物徴収は、「券」の提出後に行われたことが分かる。里耶秦簡には、

租粟 𠄎七十九石一斗。●元年十一月甲辰朔壬子，倉暉受都郷守瘡。𠄎 (⑨ 128+⑨ 204)

租の粟米七十九石一斗。●元年十一月甲辰朔壬子 (9 日)，倉嗇夫の暉が都郷守嗇夫の瘡より受け取った。…

租粟 𠄎七十九石一斗。●元年十一月【甲辰】朔壬子，都郷守瘡付倉暉。●令佐𠄎 (⑨ 785+⑨ 1259)

という、相互に対応する割符があり、この年の都郷から倉への「租粟米」の搬入は、11 月 9 日に行われていた。また睡虎地漢簡「質日」に、

己卯。之守府，上租簿(簿)。(睡虎地漢簡 四年質日 52)

〔11 月〕己卯 (20 日)。太守府に行き、租簿をたてまつった。

とあるのも、参考になるだろう。戸ごとに徴収されるまぐさ、すなわち「戸芻 (=十月戸賦)」の納入時期が 12 月 1 日であった²⁴⁾ことと併せて、農産物のおおまかな納付時期が推察される。

徴税のプロセスをめぐるでは、「已墾田」面積の報告が 5 月であったことはすでに紹介した。睡虎地漢簡「質日」でも、「丈田」の記録は 5 月に集中している。

22) 耕地面積とおぼしい頃・畝の数値は食い違うものの、そもそも斷簡のために何の面積なのか判明しない。ここでは論じないでおく。

23) 第一章に引いた嶺麓〔貳〕11 や、注 9 に引いた同 12~13 がその一例である。

24) ●金布律曰，出戸賦者，自泰庶長以下，十月戸出芻一石十五斤。五月戸出十六錢，其欲出布者，許之。十月戸賦，以十二月朔日入之，五月戸賦，以六月望日入之，歲輸泰守。(嶺麓〔肆〕118~119)

丁巳。越人丈田。(十年質日 35)

〔5 月〕丁巳(3 日)。越人が耕地を測量した。

丁酉。越人丈田。…戊申。道丈田來，治籍。(十一年質日 51 および同 2)

〔5 月〕丁酉(19 日)。越人が耕地を測量した。…〔6 月〕戊申(1 日)。耕地の測量から戻り，帳簿を整えた。

乙酉。丈田。…辛丑。道丈田來，因買馬。(十二年質日 45 および同 61)

〔5 月〕乙酉(13 日)。耕地を測量した。…〔5 月〕辛丑(29 日)。耕地の測量から戻り，その機会に馬を買った。

癸卯。丈吳陽田。…庚戌。丈田已。(十四年質日 45 および同 52)

〔5 月〕癸卯(13 日)。吳陽の耕地を測量した。…〔5 月〕庚戌(20 日)。測量が終わった。

上に挙げた事例のうち十一年質日では，その後 6 月 8 日に「治田籍已」と，三年質日には，

乙丑。之廷，上墾田數。(三年質日 36)

〔5 月〕乙丑(4 日)。縣廷に行き，墾田面積をたてまつった。

とある。いずれも 5 月頃に耕地の面積を實地に測量し，関連する帳簿を作成し，墾田の面積を報告したのだろう。二年律令では 5 月 15 日までに二千石官に「已墾田」の面積を報告する決まりだったから，やや遅れ気味の年が多いものの，いくつかの例外²⁵⁾を除いて，睡虎地漢簡の時代，すなわち前漢文帝期にも，やはり 5 月をめどに行われていたことが分かる。

後漢の史料にも 5 月の「度田」について述べたものがある²⁶⁾。

25) 「丈田」に類するものとして「行田」が見え，これは 3 月(十六年質日 54 および同 57, 3 月 22 日～3 月 25 日に實施)や 4 月(四年質日 18, 4 月 17 日に實施)に行われている。また，7 月に「墾田簿」をたてまつった年もある(二年質日 46 および同 53, 7 月 14 日に縣廷で提出し，7 月 21 日に本務に戻る)。「行田」については，それぞれ 4 日間・1 日のみと短期間であることから，「丈田」とは異なる，單なる耕地の巡回であったと考えられる。

26) 五一廣場出土東漢簡にも，「度民田」についての記事が見える。

元興元年六月癸未朔六日戊子，沮鄉別治掾倫叩頭死罪敢言之。倫以令舉度民田。今月四日，倫將力田陳祖・長爵番仲・小史陳馮・黃慮及蔡力度男子鄭尤・越【節衣】張昆等流樊田。力別度周本・伍談昭田。其日昏時，力與男子伍純爭言鬪，力爲純所傷，凡創四所。輒將祖・仲等詣發所，逐捕純，不得。盡力與亭長李植并力逐捕純，必得爲故。倫職事無狀，惶恐叩頭死罪死罪敢言之。

●檄卽日起賊廷。(A)

郵行。(B) (2010CWJ1 ③: 264-294/一一四〇(木牘))

この簡について考證した論考には，例えば侯旭東 2014 がある。

秦代における田租徴収をめぐる

郷吏常以五月度田，七月舉畜（菑）²⁷⁾ 害，匿田三畝以上坐□（武威旱灘坡 14 簡〔武威地區博物館 1993〕）

郷吏は常に五月に耕地を測量し，七月に災害を報告し，耕地を隠匿すること三畝以上で…坐す…。

臧は，5 月にはその年の作柄もすではっきりしていて，「程」の設定——「取程」——が同時に行われたと考えている〔臧 2015, 27 頁〕。確かに，「程」の決定は収穫した穀物が乾燥する前に行われていたようで²⁸⁾，実際の収穫に先行して定められたのは間違いない。だが現時点で，「5 月」と断言できるだけの論拠はない。代國璽は臧説を批判し，『説文解字』の，

禾，嘉穀也。以二月始生，八月而孰。（『説文解字』七篇上）

を挙げて，当時の會計年度の終わりに近い 8～9 月に行われたとしている〔代 2023, 22 頁〕。従うべきだろう。次の睡虎地秦律は，降雨などが農作物に与えた影響を随時報告するよう規定しており，そうした報告は「盡八月…」，すなわち 8 月末まで繼續されたい。

雨爲澍（澍）及誘粟，輒以書言澍（澍）稼，誘粟及猥（壘）田暘毋（無）稼者頃數。稼已生後而雨，亦輒言雨少多，所利頃數。早（旱）及暴風雨・水潦・蚤（蚤）蝨・羣它物傷稼者，亦輒言其頃數。近縣令輕足行其書，遠縣令郵行之，盡八月□□之。
田律（秦律十八種 1～3）

植え付けた作物を雨が潤したら，および粟の成長を促したなら²⁹⁾，そのつど文書によって植え付けた作物を潤した，粟の成長を促した，および墾田のうち放置して植え付けていない土地の面積を報告する。作物がすでに芽を出した後で雨が降ったときも，またそのつど雨の多少や，恵みを受けた面積を報告する。日照り，および暴風雨・水害・虫害，その他もろもろの作物を損なうものについても，ま

27) 原釋は「畜」と釋すが，凌文超や代國璽は，本文にも引いた土山屯漢簡「堂邑元壽二年要具簿」に據り，「菑」と釋す〔凌 2023, 40 頁；代 2023, 24 頁〕。寫眞を見る限り，字體は「畜」のようであり，暫く「菑」の誤字とした。

28) 次のような算題が參考になる。

取程，禾田五步一斗，今乾之爲九升，問幾可（何）步一斗。曰，五步九分步五而一斗。（嶽麓〔貳〕4）

取程，禾田は 5 平方步ごとに 1 斗としたが，今これを乾かせば 9 升になった。問う，何平方步ごとに 1 斗になるか。曰く，5 步 5/9 平方步で 1 斗となる。

こうした誤差が生まれた場合には，より廣い耕地から田租を徴収する必要が生まれる。おそらく耕地の中に占める税田の割合が調整され，納入すると請け合った額が確保されたのだろう。

29) 「雨爲澍及誘粟」の解釋については歐陽 2015 を參照した。

たそのつど面積を報告する。近邊の縣は足の速い者にその文書を送らせ、遠方の縣は郵で送らせ、八月…いっぱい…これを…。 田律

これらの報告が隨時（「輒」）なされるのは、それにより作柄の豫想がこまめに調整されたからではあるまいか。そうであるなら、作柄から最終的に「程」を定めるという手続きは、やはり8月末日以降、租額を定める直前に行われたとみるのが妥当だろう。

なお、作柄を観察するのは「部佐」の仕事であった。

部佐行田，度稼得租。（嶽麓〔壹〕「爲吏治官及黔首」10 第二欄～11 第二欄）

部佐は耕地を巡回し、作物のようすを見積り、租を徴収する。

「部佐」は嗇夫の配下にあった下級官吏³⁰⁾で、郷においては郷嗇夫配下の「郷佐」がそれに相当する〔李・許 2022, 19 頁〕。また睡虎地 77 號漢墓の主で、「質日」において「丈田」に従事していた「越人」なる人物は、安陸縣の下級官吏であり、文帝 14 年 8 月以降は陽武郷の郷佐も務めた〔蔡・陳・熊 2018〕。「部佐」は「匿田」の罪で咎められることもあり（法律答問 157）、耕作地の把握やその報告、および作柄から「程」を定める手続きにおいて、重要な役割を果たしたことが分かる。

だが、こうした観察により部佐自身が「程」を定めたのか、あるいはその権限はより高位の官吏が握っていたのか、という点は定かでない。部佐が決めたのであれば、「程」は各地の実情に應じて、下から情報を積み上げて決定されたことになる。一方で、その最終決定がより高位の官吏によってなされたのであれば、官の側で必要な財物の量を勘案し、「程」の額が意圖的に調整された可能性もあろう。徴収量を決定する重要な基準であるところの「程」が、何時、誰によって決定されるのかについては、なお慎重に吟味すべき餘地が残る。

おわりに：残された課題

本論は⑧ 1519 簡を正確に理解すべく、その解釋と直接結びつく三つの問題について掘

30) 次の睡虎地秦簡に見える「部佐」は、嶽麓簡中の同一條文では「吏部 —— 吏部主者（管轄・擔當する官吏）——」に改められている。

百姓居田舍者毋敢酤（酤）酉（酒）。田嗇夫・部佐謹禁御之，有不從令者有辜。 田律（秦律十八種 12）

黔首居田舍者毋敢酤（酤）酒，不從令者遷（遷）之。田嗇夫・吏・吏部弗得，貲各二甲，丞・令・令史各一甲。（嶽麓〔肆〕 115）

ここでは田嗇夫配下の「所轄・擔當官吏」が「吏部」であり、具體的には官嗇夫や郷嗇夫の配下にあった「佐」を指していると考えられる。

り下げて検討した。同時にそれから派生する問題として、田租徴収の年間スケジュールについても整理し、徴収作業の全體のなかに⑧ 1519 簡を位置づけることを試みた。そのなかで取りあげた、秦代における課税額決定のプロセスや、一般編戸以外によって保有される耕地の存在といったテーマは、今後さらに分析を深める価値があり、かかる問題に取り組むうえでも、⑧ 1519 簡が重要な手がかりになることは間違いない。

田租徴収制度の長期的な展開や地域ごとの違いもまた、取り組まれるべき重要な課題で、すでに新出史料を活用した論考が発表され [楊 2015；李・許 2022 など]、豊凶にあわせて徴収額を随時変動させる制度から、耕地の善し悪しを豫め數等に区分し、それぞれから定額の租税を取り立てる制度へと推移していることが指摘されている。そのなかで李・許は、前述したとおり、「税田」の面積を租額計算のための「數字概念」に過ぎないとすると同時に、やがて『九章算術』の時代——前漢後期以降³¹⁾——になると、租額の計算に「税田」が現れなくなることに注意を喚起する。

今有田一畝，收粟六升大半升。今有田一頃二十六畝一百五十九步。問收粟幾何。答曰，八斛四斗四升一十二分升之五。術曰，以畝二百四十步爲法，以六升大半升乘今有田積步爲實，實如法得粟數。（『九章算術』衰分）

いま田 1 畝から、粟 6 升 $\frac{2}{3}$ を徴収する。いま田が 1 頃 26 畝 159 平方歩ある。問う、粟をいくら徴収することになるか。答えにいう、8 斛 4 斗 4 升 $\frac{5}{12}$ である。術にいう、1 畝すなわち 240 平方歩を法とし、6 升 $\frac{2}{3}$ をいまある田の面積の歩數に掛けて實とし、實を法で割って、徴収する粟の數を得る。

確かにここでは、「畝ごとに 6 升 $\frac{2}{3}$ (=2/3 斗)」という割合が示されるのみである。これは⑧ 1519 簡の「畝ごとに 1 石 5 斗」に比べると $\frac{1}{20}$ 以下（正確には $\frac{2}{45}$ ）で、税田への課税基準としては少額に過ぎる。耕地の中から「税田」を切り出すことなく、耕地の總面積に直接この割合をあてはめ、租税額を算出しているのである。計算方法の大きな變化が認められる。その後、走馬樓吳簡にも「税田」が現れるものの、それは「租」よりも税率の重い「税」が徴収される田を指し [凌 2023]、意味するところがまったく異なっている。

本論で述べたとおり、税田の面積を——單なる計算のための「數字概念」にすぎないとしても——算出したうえで、その面積に對する課税基準を示し、租税額を決めるというやり方は、秦代の田租制度に見られる興味深い特徴である。そうした制度の存在と消滅は、「公田」についての記憶の名残、およびその完全な忘却と並行して展開したものと

31) 鄒大海が、劉徽「九章算術注序」が述べたとおり、耿壽昌（宣帝期の人）が最終的に編纂したとみて矛盾はない、とするのに従った [鄒 2017]。

豫想される。これもまた、新たな手がかりの増加を待って、検討を深めるべきところである。今後の課題としたい。

【史料略稱】

- 『里耶』：湖南省文物考古研究所『里耶秦簡〔壹〕』（文物出版社，2012）
『校釋』：陳偉（主編）『里耶秦簡牘校釋 第1卷』（武漢大學出版社，2012）
『博物館』：里耶秦簡博物館等編『里耶秦簡博物館藏秦簡』（中西書局，2016）
嶽麓〔壹〕：朱漢民・陳松長（主編）『嶽麓書院藏秦簡（壹）』（上海辭書出版社，2010）
嶽麓〔貳〕：朱漢民・陳松長（主編）『嶽麓書院藏秦簡（貳）』（上海辭書出版社，2011年）
嶽麓〔肆〕：陳松長（主編）『嶽麓書院藏秦簡（肆）』（上海辭書出版社，2015年）
嶽麓〔伍〕：陳松長（主編）『嶽麓書院藏秦簡（伍）』（上海辭書出版社，2017年）

【圖版出典】

里耶秦簡博物館等編『里耶秦簡博物館藏秦簡』（中西書局，2016）に加筆

【引用文献表】

- 小林文治 2015「秦・洞庭郡遷陵縣の郷里と人口構成 —— 徭役體系との關係を中心に ——」『早稻田大學大學院文學研究科紀要 第4分冊』60號
陶安あんど 2018「里耶秦簡 J1 ⑧ 1519 に關する覺書」中國古代簡牘の橫斷領域的研究 HP,
[http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note25\(Hafner\).pdf](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note25(Hafner).pdf)（最終閱覽 2025 年 4 月 4 日）
中國古算書研究會 2016『嶽麓書院藏秦簡『數』譯注 —— 秦漢出土古算書譯注叢書（2）——』朋友書店
宮宅潔 2011『中國古代刑制史の研究』京都大學學術出版會
宮宅潔 2016「秦代遷陵縣志初稿 —— 里耶秦簡より見た秦の占領支配と駐屯軍 ——」『東洋史研究』75-1
宮宅潔 2023a「嶽麓〔伍〕48-51 簡所見「嬰筭多者爲殿」小考 —— 秦代考績制度之一斑」『法律史譯評』11
宮宅潔 2023b「『算賦』の誕生」『中國出土資料研究』第 27 號
山田勝芳 1993『秦漢財政收入の研究』汲古書院
渡邊英幸 2013「『槎田歲更』小考」中國古代簡牘の橫斷領域的研究 HP,
[http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note02\(Watanabe\).html](http://www.aa.tufs.ac.jp/users/Ejina/note/note02(Watanabe).html)（最終閱覽 2025 年 4 月 13 日）
蔡丹・陳偉・熊北生 2018「睡虎地漢簡中的質日簡冊」『文物』2018 年第 3 期
陳偉 2017『秦簡牘校讀及所見制度考察』武漢大學出版社
代國璽 2019「休耕制與戰國秦漢的土地制度」『社會科學』2019 年第 10 期

- 代國璽 2023「秦及漢初田租徴収和計量問題新探」『歴史研究』2023年第3期
- 韓巍 2012「北大秦簡中の數學文獻」『文物』2012年第6期
- 侯旭東 2014「湖南長沙五一廣場東漢簡J1③：264-294考釋」簡帛網2014年6月6日
<http://www.bsm.org.cn/?hanjian/6206.html>（最終閲覧2025年4月13日）
- 黃今言 1979「秦代租賦徭役制度研究」『江西師院學報』1979年第3期
- 晉文 2018a「里耶秦簡中の積戸與見戸——兼論秦代基層官吏の量化考核」『中國經濟史研究』2018年第1期
- 晉文 2018b「睡虎地秦簡與授田制研究的若干問題」『歷史研究』2018年第1期
- 李恒全・許欣 2022「論秦漢田稅徴収方式及其變化過程」『史學月刊』2022年第3期
- 里耶秦簡牘校釋小組 2025a「《里耶秦簡（叁）》選釋（三）」簡帛網2025年1月20日
<http://www.bsm.org.cn/?qinjian/9586.html>（最終閲覧2025年10月20日）
- 里耶秦簡牘校釋小組 2025b「《里耶秦簡（叁）》選釋（四）」簡帛網2025年1月23日
<http://www.bsm.org.cn/?qinjian/9591.html>（最終閲覧2025年4月4日）
- 凌文超 2023「孫吳田畝類型與性質新證」『魏晉南北朝隋唐史資料』第47輯
- 歐陽 2015「睡虎地秦簡《田律》“雨爲澍”釋義補正」簡帛網2015年7月10日
<http://m.bsm.org.cn/?qinjian/6442.html>（最終閲覧2025年4月4日）
- 彭浩 2011「談秦漢數書中的“輿田”及相關問題」『簡帛』第6輯，初出は簡帛網2010年8月6日
<http://www.bsm.org.cn/?qinjian/5478.html>（最終閲覧2025年4月4日）
- 青島市文物保護考古研究所・黃島區博物館 2019「山東青島土山屯墓群四號封土與墓葬的發掘」『考古學報』2019年第3期
- 萬義廣 2015「從里耶秦簡看遷陵地區農業生產與農民負擔」『江西社會科學』2015年第11期
- 王勇 2022「從走馬樓漢簡看西漢歸附蠻夷的編戶化管理」『簡帛研究二〇二一』秋冬卷
- 武威地區博物館 1993「甘肅武威旱灘坡東漢墓」『文物』1993年第10期
- 楊博 2020「北大秦簡《田書》與秦代田畝、田租問題新釋」『中國農史』2020年第2期
- 楊振紅 2015「秦漢時期的田租徴収」同『出土簡牘與秦漢社會（續編）』廣西師範大學出版社，初出は『簡帛』第3輯，2008
- 于振波 2012「秦簡所見田租的徴収」『湖南大學學報（社會科學版）』2012年第5期
- 臧知非 2015「說“稅田”：秦漢田稅徴収方式的歷史考察」『歷史研究』2015年第3期
- 鄒大海 2017「秦漢量制與《九章算術》成書年代新探——基于文物考古材料的研究」『自然科學史研究』2017年第3期

【附記】

本稿は京都大學人文科學研究所「秦漢法制史料の研究」班，および日本學術振興會科學研究費補助金（25K00505）による成果の一部である。